

令和5年度 第4回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和5年7月7日（金） 午後4時00分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3階会議室			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳		
欠席推進委員 (2人)	池山 晃広	石賀 昭則		
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 非農地証明申請について 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 議案第20号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第21号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し 意見を求めることについて			
報告事項				

<p>議長  全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第4回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第4回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は池山委員、石賀昭則委員です。以上です。</p>
<p>議長  事務局</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、10番 丸山委員、12番 前田委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号7番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積709㎡。貸主、借主はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は使用貸借権、申請事由は使用貸借になります。</p> <p>本案件は、貸主と借主の協議によって使用貸借権を設定することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>申請番号8番 農地の所在 大字赤碕 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積689㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,183㎡となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、使用貸借権を設定して譲受人が耕作していた申請地を、譲渡人との協議によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜を耕作される予定です。</p> <p>以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号 非農地証明申請について 事務局の説明をお</p>

<p>事務局</p>	<p>願います。</p> <p>2ページから5ページをご覧ください。議案第18号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号2番 農地の所在 大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積407㎡、判定地目 山林原野。利用状況については、「申請地は、耕作を止めてから25年以上耕作していません。現在は竹林や雑草が生い茂る原野となっており、また申請地に至る進入路もないことから、今後も農地として利用することはありません。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたって耕作されておらず農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p>
<p>議長 石賀英男委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>7月4日に逢束地区担当の三嶋委員、毎田補佐、私の3人で現地確認を行いました。</p> <p>3ページの説明図にありますように、申請地は加勢蛇川西側の自動車板金塗装工場敷地北側に隣接する土地で、南側は新築工事中の工場敷地、北側は自動車中古部品販売業者が所有する駐車場、東側は水路敷地、西側は何も耕作されていない畑に接しています。</p> <p>現在は雑草が生い茂っていて、長年農地として管理されていないと思われる状況でしたし、北側駐車場には数多くの廃車が隙間なく置いてあるため、申請地への管理道の確保が難しい状況となっていることから、非農地と判断しても問題はないと考えます。</p> <p>なお4ページの説明図では、申請地と南側宅地との間に水路が存在すると記載してありますが、草が生い茂っているために確認することができませんでした。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして議案第19号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する前田委員は退席をお願いします。</p> <p>(前田委員の退席を確認)</p>
事務局	<p>議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>6ページをご覧ください。議案第14号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号325番 農地の所在 大字勝田 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積836㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年7月10日、終期は令和10年7月9日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号326番から、17ページの申請番号344番までの外19件についてはご覧のとおりです。</p> <p>18ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号345番 農地の所在 大字杉下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積739㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和5年7月10日、終期は令和6年7月9日、期間は1年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号346番から、23ページの申請番号356番までの外11件についてはご覧のとおりです。</p>
議長	<p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(前田委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第20号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、自分は関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本職務代理者に交代します。</p> <p>(福田会長の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理者に議長を交代)</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>議案第20号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>24ページをご覧ください。議案第20号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号24番 農地の所在 大字筈津[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積490㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は2,714㎡となります。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和5年9月1日、終期は令和10年8月31日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号25番から、39ページの申請番号54番までの外30件についてはご覧のとおりですが、備考欄に「付替」と記載されている案件について補足説明をしますので、30ページの申請番号36番をご覧ください。</p> <p>議案の始期・終期欄をご覧いただければわかりますように、貸付の始期が令和5年9月1日、終期が令和7年12月10日、転貸の始期が令和2年12月11日、終期が令和7年12月10日と始期が異なったものが記載されています。本案件は従前の受人の健康上の事情によって、受人が申請地を借受けることになり申請をされたもので、三者契約の渡人と転貸人との貸借契約は解約せずに、残存期間の受人のみを変更するという契約を結ばれたことから、このように「付替」という形で議案に掲載しているものです。</p> <p>なお、申請番号37番から38ページの申請番号53番につきましても、同様の理由によって残存期間の受人のみを変更するものとなっています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>(三浦委員より挙手あり)</p>
<p>事務局</p>	<p>備考欄に「付替」と記載してあるものが、残存期間の受人のみを変更するための申請であるということは分かりましたが、従前の賃料を減額したりすることはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>渡人と受人との間で合意があるということであれば、契約時に賃料を変更することは可能かもしれませんが、この場では明確な回答ができませんので、確認をとったうえで回答をさせていただきたいと思います。</p>
<p>三浦委員 議長</p>	<p>分かりました。 三浦委員からの質問につきましては、次回総会時に事務局より回答し</p>

三浦委員	<p>ていただくこととします。  その他に何か質問等はありませんか。  (三浦委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>申請番号54番について質問します。この議案第20号は中間管理事業による三者契約での利用権設定となりますので、受人は農業者や農地所有適格法人となるはずですが、転貸人ではなく受人が鳥取県農業農村担い手育成機構となっているのはどうしてでしょうか。</p>
三浦委員 議長	<p>三浦委員からご指摘のありましたように、通常であれば受人欄には借人となる農業者等の名前が記載されるわけですが、申請地の借受予定者が新規就農を目指して指導者の下で研修中であるため、自身では正式に利用権設定を結ぶことができないことから、鳥取県農業農村担い手育成機構の担当者の方とも相談をした結果、このような形で貸借契約を結ぶこととなりました。</p>
事務局	<p>分かりました。  新規就農の方が利用権設定を結ぶ場合は、解除条件付で契約されるのではなかったのでしょうか。</p>
議長	<p>現在行われている指導者の下での研修が終了し、受人が独立して新規就農をされた後であれば、解除条件付で利用権設定をしていただくことになります。</p>
事務局	<p>分かりました。その他に何か質問等はありませんか。  (質問等無し)  質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。  (福田会長の復帰を確認)  (福田会長に議長を交代)</p>
事務局	<p>続きまして議案第21号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて 事務局の説明をお願いします。  40ページから44ページをご覧ください。議案第21号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて 琴浦町の農業の振興に関する計画にかかる農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号に基づく検証について、農業委員会の意見を求める。</p>
農林水産課長	<p>本議案の提案理由及び内容につきましては、農林水産課に説明をお願いしたいと思います。以上です。  初めに提案理由について説明をします。41ページをご覧ください。琴浦町長から琴浦町農業委員長宛に令和5年6月20日付けで、「令和5年度琴浦町の農業の振興に関する計画の検証について」という依頼文を出しています。内容につきましては、ワイナリーを中心とした複合施設建設に関連するもので、昨年も同じように委員の皆さんに検証についてご意見を伺っておりますが、農業振興地域整備に関する法律施</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>行規則の規定に基づき、琴浦町の農業の振興に関する計画、いわゆる「27号計画」において定期的な検証を行うこととしているものです。</p> <p>それでは内容について説明をしていきますので、42ページをご覧ください。</p> <p>「1.「農業の振興に関する計画」について」は、計画を策定した際の主な目的等を記載しているもので、「①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等」、「②ワイン等の新たな加工品の推進」、「③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上」、「④琴浦町の新たな魅力発信など」としています。</p> <p>「3. 対象施設及び検証内容等について」説明しますので、表をご覧ください。</p> <p>これにつきましては、アの「町内における加工用ブドウの作付け面積」、イの「施設の整備状況」の2点について、計画が定められた令和3年度から5年が経過する令和7年度までの間、毎年検証を行うこととしているものです。</p> <p>アの「町内における加工用ブドウの作付け面積」について説明します。</p> <p>面積については、「目標700a（R4年度）」に対して「現状459a」でしたので、昨年からの面積拡大はありませんでした。</p> <p>検証結果については、「令和3年度に作付けした圃場（面積197a）にかん水設備を整備し畑かんの有効活用が図られた。」とし、目標の達成の状況を「一部達成65%」としています。</p> <p>イの「施設の整備状況」については、昨年と同様コロナ禍の影響によりスケジュールがずれ込んでいることから、目標達成の状況を「整備状況0%」としています。</p> <p>説明については以上となりますが、農業委員の皆さんからの意見をお聞きした上で、最終的には町ホームページで公表することとしていますので、よろしくお願ひします。以上です。</p> <p>検証結果に対する琴浦町農業委員会の回答について、事務局に説明をお願いします。</p> <p>琴浦町農業委員会の意見について説明しますので、44ページをご覧ください。</p> <p>アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」に対する意見については、「加工用ぶどう作付地の除草作業を適期に行う等、適切な栽培管理を行っていただきたい。」、「目標面積の達成、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けて計画的に取り組んでいただきたい。」としています。</p> <p>イの「施設の整備状況」に対する意見については、「施設の整備計画について、地元へ丁寧に説明を行っていただきたい。」としています。以上です。</p> <p>農林水産課及び事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質</p>
--------------------------------	--

三浦委員	<p>間等があればお願いします。  (三浦委員より挙手あり)</p> <p>農林水産課からの説明の中に、令和3年度から令和7年度までの5年間計画の検証を行うとありましたが、施設全体が完成するのが令和7年度なのか、施設への転用申請等が出てくるのが令和7年度なのか、どちらになるのか教えてください。</p>
農林水産課	<p>ワイン醸造所やレストラン等、全ての施設が令和7年度末までに開業することを目標としています。</p>
三浦委員	<p>そういうことであれば、残り2年半程度しか期間がないということになりますので、本格的に事業を進めていかないとスケジュール的に厳しいのではないかと思います。</p> <p>地元住民の方に話を伺ってみたところ、進捗状況等について説明がないために不安を感じておられる方がいるようですので、意見案にありますように丁寧な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、先日現地を確認してみたところ、ブドウを栽培してある農地については草刈り等の管理はしてありましたが、それ以外の農地については管理が不十分だと感じましたので、適切な管理を行っていただくことについても合わせてお願いしたいと思います。</p>
農林水産課長	<p>本議案については、令和4年度の計画に対して達成状況の検証を行うものになりますが、三浦委員より進捗状況について質問がありましたので、現在の状況について補足説明をさせていただきます。</p> <p>6月27日に町長、副町長が[ ]本社を町特産品のトップセールスを兼ねて訪問し、ワイナリー建築に関する資金調達について制度を活用することを提案されました。</p> <p>それを受けて7月4日に[ ]の部長が来庁され、現在の業績については単月で黒字になっているものの、コロナ禍のダメージが大きく自己資本を大きく減らしている状況となっているため、なかなかワイナリー建設に向かえないでいるが、約束してきたことについては実施したいとの思いもあると話しておられました。</p> <p>また、琴浦町からの資金調達についての提案に対しては、自己資金がなくても制度を活用することができることから、事業実施に向けて前向きに検討するという意向を持ち、各スケジュールの見直しや確認作業を行うことになったと回答を得ていますので、これらのことを含む現在の状況について、地元の方に説明ができるように取り組んでいきたいと考えているところです。</p>
議長	<p>事業計画に遅れが出てしまっていることについて、これまでに地元住民の方に対して説明をされたことはあるのでしょうか。</p>
農林水産課長 議長	<p>進捗状況の報告は行ったことはありません。</p> <p>三浦委員の言われますように、自分も地元の方への説明は重要だと思</p>

<p>川崎委員</p> <p>議長</p>	<p>いますので、可能な限り行っていただきたいと考えていますし、女性農業委員の方の研修会でブドウの植栽地を視察したときに、もう少し栽培に力を入れてもらったほうが良いと感じましたので、それらのことについても [REDACTED] の方に伝えていただきたいと思います。</p> <p>地区担当委員の川崎委員から何かありませんでしょうか。</p> <p>自分も現地を確認してみましたが、管理が行き届いている圃場とそうでない圃場がありましたので、法面等を含めて適切な管理を行っていただきたいと思います。</p>
<p>村上委員</p>	<p>農地の管理については、栽培管理を専門でされている方がおられるようですので、地元の方から依頼があった場合には農林水産課に連絡をしていただきたいと思います。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p>
<p>村上委員</p>	<p>令和2年までに作付けされたぶどうの出荷先については、昨年の総会時に説明があったと思いますが、令和3年に作付けされたブドウの出荷先は確保できているのでしょうか。</p> <p>また、令和3年から本議案に於いて農業委員会としての意見を求められているわけですが、自分のように現地をよく理解できていない委員の方の中には、この議案だけで判断するのは難しいと感じておられる方があるかもしれませんので、来年からは現地説明会的なものを開催していただければと考えています。</p>
<p>農林水産課長</p>	<p>収穫されるブドウの出荷先については、試験醸造を行う県外のワイナリーや県内のワイナリーが予定されていると聞いています。</p> <p>現地説明会の開催については、来年に向けて検討をしていきたいと思っています。</p>
<p>村上委員</p> <p>議長</p>	<p>分かりました。</p> <p>村上委員からありましたように、自分も委員の皆さんに参加していただいて現地説明会を行うのは良いことだと考えていますので、事務局とも相談をしてみたいと思います。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(小前委員より挙手あり)</p>
<p>小前委員</p> <p>議長</p>	<p>先日 [REDACTED] の部長が来庁された際に、自分も直接お話をさせていただく機会があり、令和7年度中には何とか計画を形にしたいと話されていたことは伺っています。</p> <p>またブドウの栽培については、金屋地区の農地では以前から収穫が行われているようで、部長が1ヶ月の半分程度はこちらに滞在して草刈りをされているということでしたが、法万の農地では手が回っていない所があるとも話しておられました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p>

<p>石賀英男委員 議長</p> <p>川崎委員 議長</p>	<p>(質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数) 賛成多数ということですので、44ページの原案どおり回答することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、7月4日に行われた農家相談の報告を石賀英男委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告) 農家担い手結婚対策事業実行委員会について、農政委員会長の川崎委員に報告をお願いします。</p> <p>(農家担い手結婚対策事業実行委員会について報告) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第4回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
---	--